

本部長指示事項

- 本県では、1月に入り、100人近い感染者の発生が続き、本県の感染状況は、国の感染警戒区分で「ステージⅢ」、本県の警戒レベルで「レベル5（特別警戒）」と、大変厳しい感染状況にあり、何としてもここで感染拡大防止対策を徹底し、感染者の減少に繋げていかなければなりません。
- 東京都、神奈川県、愛知県など、全国で11都府県に緊急事態宣言が発出され、本県は東西から爆発的な感染拡大の影響を受けております。本県の感染状況は、年末年始の帰省等による家庭内感染や友人間での感染拡大が、年始において職場等で感染拡大したと推定されます。また感染の原因は、飲食の機会などにおけるマスクを着用しない状況での会話が多くのを占めています。
- こうした状況下で、感染拡大を防止するためには、東西が緊急事態宣言の対象地域であることを強く認識し、外出や移動の自粛、飲食の場を含めたマスクの着用の徹底、家庭内での感染防止対策など、県民一人ひとりのきめ細やかな感染防止行動の徹底を図ることが重要です。
- 本県にとって極めて重大な局面を迎え、県民の皆様の協力が必要です。各部局においては、全ての県民の皆様が共通認識のもとでこうした行動を行うことができるよう、関係する団体等を通じて、広く周知を図り協力を要請してください。
- また、感染症対策で最も重要である医療提供体制の確保については今後の感染の急拡大を想定し、万全を期すよう、健康福祉部を中心に、全庁で協力して取り組んでください。
- 新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷や差別的対応は決して許されるものではありません。特に、日夜、献身的に医療提供に取り組む医療従事者への心無い行動が根絶されるよう、県職員一人ひとりが広報担当者として啓発に心掛けてください。